

川崎市指令環廃 第119号

許可番号 第05760000605号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 川崎市川崎区浅田四丁目16番7号

氏 名 三立処理工業 株式会社

代表取締役 青木 卓 様

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和 7 年10月31日

川崎市長

福田

紀

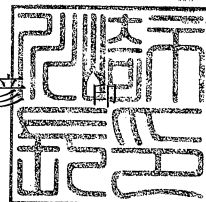
彦

許可の年月日

令和 4 年 7 月 1 日

許可の有効期限

令和11年 6 月30日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等、廃石綿等、

鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、

廃酸及び廃アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）

以上4種類

(3) 特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等、廃石綿等、

鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、

廃酸及び廃アルカリに限る。含まれる特定有害物質については別記1のとおりとする。）

以上4種類

(4) 制限

廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物に係る産業廃棄物は、低濃度PCB廃棄物に限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記2のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 7 月 1 日

更新許可

令和 4 年 7 月 1 日

優良認定

令和 6 年 2 月 2 日

代表者変更

令和 7 年10月 6 日

事業計画変更（積替保管施設配置、積替え場所面積、保管場所面積、保管上限の変更、及び事業の範囲の変更（感染性産業廃棄物の削除））

5 積替え許可の有無

市名

許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

1000

別記 1

次の表中、上欄「廃棄物の種類」ごとに左欄の「有害物質」を含むことにより有害なものに限る。
 【○(積替え保管を除く)又は●(積替え保管を含む)】

有害物質	廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		●	●			●	●	●
カドミウム又はその化合物		●	●	●		●	●	●
鉛又はその化合物		●	●	●		●	●	●
有機燐又はその化合物						●	●	●
六価クロム化合物		●	●	●		●	●	●
砒素又はその化合物		●	●	●		●	●	●
シアン化合物						●	●	●
トリクロロエチレン					●		●	●
テトラクロロエチレン					●	●	●	●
ジクロロメタン					●	●	●	●
四塩化炭素					●	●	●	●
1, 2-ジクロロエタン					●	●	●	●
1, 1-ジクロロエチレン					●	●	●	●
シス-1, 2-ジクロロエチレン					●	●	●	●
1, 1, 1-トリクロロエタン					●	●	●	●
1, 1, 2-トリクロロエタン					●	●	●	●
1, 3-ジクロロプロペン					●	●	●	●
チウラム							●	●
シマジン						●	●	●
チオベンカルブ						●	●	●
ベンゼン					●	●	●	●
セレン又はその化合物		●	●	●		●	●	●
1, 4-ジオキサン			●		●	●	●	●
ダイオキシン類			●	●		●	●	●

別記 2

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区白石町 3 番 9 1 ほか (1478.71 m ² のうち 927.94 m ² に限る。)	保管面積 110.09m ² 保管上限 76m ² 積み上げることができる高さ 2.0m	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数が 2.0 以下のものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数が 12.5 以上のものに限る。)、特定有害産業廃棄物(廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃水銀等、廃石綿等、鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸及び廃アルカリに限る。)